

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第70号

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(在学期間の算定)</p> <p>第1条の2 条例第3条第1項第3号の規定による期間の算定については、月の初日において公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）に在学していた月を1月（月の初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月にあつては、0.75月）として計算する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 高等学校等における留学又は休学の期間が月の初日から末日までの全日数にわたる場合における第1項の規定の適用については、当該月に在学しないものとみなす。</p>	<p>(在学期間の算定)</p> <p>第1条の2 条例第3条第1項第3号の規定による期間の算定については、月の初日において公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）に在学（<u>通信制の課程にあつては受講の許可を受けた在学</u>に限り、次の各号に掲げる者の当該各号の入学以前の在学を除く。）としていた月を1月（月の初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月にあつては、0.75月）として計算する。<u>この場合において、計算した月数に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(1) <u>県立の高等学校の全日制又は定時制の課程に入学（第1学年の途中又は第2学年以上に許可された入学を除く。）した者</u></p> <p>(2) <u>県立の高等学校の通信制の課程に入学した者</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第1項の期間の算定については、高等学校等における留学又は休学の期間の月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）を除算する。この場合における当該月数の計算については、民法（明治29年法律第89号）第143条に定めるところによるほか、留学又は休学の期間に1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、30日をもって1月とする。</u></p> <p>4 <u>負傷又は疾病の療養のための欠席（傷病名、療養の期間等を記載した医師の証明書があるものに限る。）については、前項の休学とみなして、同項の規定を適用する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県立学校授業料等条例施行規則第1条の2の規定は、平成22年4月1日以後の同条の規定による算定について適用する。